

仙台市 不妊に悩む方への特定治療支援事業が 令和3年1月1日から一部拡充されました (R3.4.1 現在)

1. 拡充する内容

(1) 令和3年1月1日以降に終了した特定不妊治療について申請される方

※「特定不妊治療の終了した日」とは、妊娠の有無を確認した日、または、医師の判断により、やむを得ず治療を終了した日を指します。詳しくは、受診した医療機関にお問い合わせください。

- ① **所得制限の撤廃**・・・夫婦の前年の所得の合計額にかかわらず、申請ができるようになります。
- ② **助成対象に事実婚の夫婦を追加**・・・法律婚の夫婦だけでなく、事実婚の夫婦も申請ができるようになります。
- ③ **助成額の拡充**・・・助成回数にかかわらず、助成上限額が一律になります。 ※下表の太字下線部分が変更部分です。

	治療内容	1回の治療に対する助成上限額	男性不妊治療を実施した場合の追加助成額
A	新鮮胚移植を実施	30万円まで	30万円まで
B	凍結胚移植（採卵・受精後、1～3周期の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合）		
C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施	10万円まで	対象外
D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了	30万円まで	30万円まで
E	受精できず または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止		
F	採卵したが卵が得られない、または状態の良い卵が得られないため中止	10万円まで	

(2) 第2子以降の出産のため特定不妊治療を受けた方 助成回数のリセット(1子ごと)

※平成27年度までに通算5年間助成を受けた方であっても、出産後、第2子以降の出産のための治療（令和3年1月1日以降に終了する治療に限る）を行った場合、助成回数をリセットすることができます。

特定不妊治療の助成を受けた後、第1子を出産し、第2子出産のための治療を行った場合、第1子で受けた助成回数をリセットすることができます（第3子以降も同様にリセットすることができます。）。

※リセット後初めての治療開始時の妻の年齢が40歳未満であるときは、新たに6回まで、40歳以上43歳未満であるときは、新たに3回まで助成を受けることができます。

※妊娠12週以降に死産に至った場合も、助成回数のリセットができます（確認できるもの、または調査への同意が必要）。

【助成回数リセットの例】

① 初回の治療開始時の妻の年齢が40歳未満、第2子出産のための治療開始時の妻の年齢が40歳未満

➡ 子どもごとに最大6回まで助成を受けられます(43歳になる誕生日の前日までに開始した治療が対象です。)



② 初回の治療開始時の妻の年齢が40歳未満、第2子出産のための治療開始時の妻の年齢が40歳以上

➡ 第1子出産のための治療については、最大6回まで、第2子出産のための治療については、最大3回まで助成を受けられます(43歳になる誕生日の前日までに開始した治療が対象です。)



第1子の治療開始時に、妻の年齢が40歳未満であり、**2回以内の治療**で出産に至った場合、第2子の治療開始時に40歳以上であっても通算6回まで助成を受けられます。

③ 初回の治療開始時の妻の年齢が40歳以上、第2子出産のための治療開始時の妻の年齢が40歳以上

→ 子どもごとに最大3回まで助成を受けられます(43歳になる誕生日の前日までに開始した治療が対象です。)



2. 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う年齢要件緩和

当該経過措置は、令和2年3月31日時点で助成対象となり得た方の措置であるため、事実婚の夫婦や夫婦の合計所得額が730万円以上の方は対象外となります。

① 令和2年3月31日時点で妻の年齢が42歳の方

令和2年度に新型コロナウイルス感染防止のため治療を延期した場合で、妻の年齢が44歳になる誕生日の前日までに治療を開始し、令和3年度中に申請したのも助成の対象になります。

② 令和2年3月31日時点で妻の年齢が39歳の方

令和2年度に新型コロナウイルス感染防止のため治療を延期した場合で、妻の年齢が41歳になる誕生日の前日までに初回の治療を開始すれば、通算6回までの助成を受けられます。

3. 申請に必要な書類(令和3年1月1日以降治療終了分)

※下記①～③及び⑦は仙台市ホームページからダウンロードできます。

※事実婚の方が申請される場合、申請の都度、⑤～⑦の書類が必要です。

必要書類		注意事項等
①	不妊に悩む方への特定治療支援事業申請書	印鑑（申請書に押印した場合は、申請書に押印したものと同一のもの）と振込口座の口座番号がわかるものも一緒にお持ちください。
②	不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書	医療機関発行の証明書です。
③	請求書 ※仙台市所定の様式	①の申請書に記載された「申請者」と振込口座の名義が異なる場合は、委任状が必要です。
④	医療機関発行の領収書(写し)	医療機関での再発行は原則として行っていないため、領収書は捨てないでください。 医療費控除を申請される方は、原本を提出しないでください。
⑤	住民票(ご夫婦お二人分) ※続柄が記載されたもの ※申請日を基準に90日以内に発行されたもの	個人番号(マイナンバー)の記載のないものをご用意ください(個人番号をマスキングしたものも可)。ご夫婦が別世帯である場合など、続柄が住民票だけでは確認できない場合、戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)が必要です。
⑥	戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) ※申請日を基準に90日以内に発行されたもの	仙台市で初めて申請される方は提出が必要です。なお、婚姻関係等を確認するため、ご夫婦が別世帯である場合や、事実婚の場合は、2回目以降の申請でも提出が必要です。 また、助成回数のリセットの適用を受ける場合は、改めて提出が必要です(リセット後2回目以降の申請時には省略可能です。ただし、ご夫婦が別世帯である場合や、事実婚の場合を除きます。)
⑦	事実婚関係に関する申立書	事実婚の場合は、申請のたびに提出が必要です。

4. お問い合わせ・申請窓口

※申請は、住民票のある住所地の区役所・総合支所へお願いします。

- | | | | |
|-----------------|--------------|------------------|--------------|
| ・青葉区家庭健康課 | 022-225-7211 | ・太白区家庭健康課 | 022-247-1111 |
| ・青葉区宮城総合支所保健福祉課 | 022-392-2111 | ・太白区秋保総合支所保健福祉課 | 022-399-2111 |
| ・宮城野区家庭健康課 | 022-291-2111 | ・泉区家庭健康課 | 022-372-3111 |
| ・若林区家庭健康課 | 022-282-1111 | 発行: 子供未来局子供保健福祉課 | 022-214-8189 |